

(件名) さとうきび産業の製糖時期における、運送業への支援について

(陳情の要旨)

奄美群島において、さとうきびは基幹作物として永年にわたり、農家や製糖工場、そして関連する産業に大きく寄与し、地域経済を支えてきた。しかし、近年相次ぐ大型台風の襲撃や春先の低温、病害虫の被害拡大等で、ここ数年間不作の年が続いている。その様な中、さとうきびへの支援については、国のさとうきび増産基金事業（さとうきび等安定生産体制緊急確率事業）等の支援があるが、運送業には何の支援も無く、厳しい経営を強いられている。燃料代や人件費の高騰、トラックの維持管理など多額のコストを計上しているのである。運送業は、さとうきび産業を根っこから支え、なくてはならない存在であり、維持発展させていくには、必要不可欠な関連産業である。この様な事から、運送業の必要性を充分に理解していただき、「さとうきび産業の製糖時期における、運送業への支援」について強く要望する。尚、奄美群島内の運送業の署名・捺印を添付する。

記

- 1、燃料の免税軽油相当の支援
- 2、コスト軽減等への支援

署名 29社

(署名簿一省略)

(件 名) 志布志港旅客船埠頭の整備拡充について

(陳情の要旨)

日頃は、志布志港の発展のために、格別のご理解とご支援を賜り、厚く感謝申し上げます。

志布志港は、国際バルク戦略港湾にも指定されており、我が国の大消費市場や主要な工業地帯と海上輸送で直結されており、東南アジア等と最短距離にあるなど、位置的に優れた条件を備えています。また、背後圏に我が国有数の畜産地域である鹿児島県東部地域および宮崎県南部地域を抱え、当地域の産業に必要な不可欠なインフラとなっています。

我が国の港湾観光行政に目を向けますと主要政策の一つにクルーズ船の受入拡充があります。世界的なクルーズ人口の増加に伴い、2015年に我が国へクルーズ船で入港した外国人旅客数は、前年比2.7倍の111.6万人に達しました。クルーズ船の我が国港湾への寄港回数は1,400回を超え、特に10万トン以上(2千人から4千人超乗り)の大型クルーズ船の寄港は前年比2倍の304回へ増加しています。

鹿児島県では、2015年の外国船社クルーズ船の鹿児島港寄港回数は、全国第7位の53回に上り、訪日外国人入込客の観光消費額は291億円に上りました。2016年も118回の寄港が予定されており、鹿児島県とその周辺地域が持つ魅力ある観光資源が訪日外国人にとって高く評価されていることを示しています。

しかしながら、鹿児島港寄港に経済効果のほとんどは鹿児島市内を中心にした薩摩半島に限定されており、大隅半島は皆無に近いものがあります。

大隅唯一の志布志港旅客船埠頭は、岸壁水深が-7.5mであり10万トンクラスのクルーズ船が一般的に必要な岸壁水深-10m(10万トン超のクルーズ船では-12m)に満たないことから、大型クルーズ船の寄港が不可能となっています。クルーズ需要に対応した観光振興による地域の活性化および活力維持に資するため、時代の変化に応じた港湾基盤の整備拡充が必要になってきております。

当地域は、日南海岸国定公園や霧島ジオパークエリアを始めとした豊かな自然環境や景勝地、大慈寺や弥五郎どん祭り等の有形無形の文化遺産、内之浦宇宙空間観測所や鹿屋航空基地史料館等の観光学習施設、ブランド牛や鰻等の安全安心かつ特色ある第一次産業群といった観光資源を豊富に有しています。さらに今後は周辺道路の整備により、志布志港を起点とした鹿児島県東部地域および宮崎県南部地域へのアクセス向上が期待されます。

つきましては、大隅半島を中心とする鹿児島県東部地域、宮崎県南部地域の活性化発展のために、大型クルーズ船に対応した志布志港旅客船埠頭の整備拡充および必要な施策の積極的な推進に、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(件名) 嘉徳海岸侵食対策事業の見直しを求める陳情

(陳情の要旨)

嘉徳集落では台風により集落前海岸が浸食したとして、全長 530メートルの護岸を設置する計画であるが、嘉徳海岸の環境影響調査が十分にされたとは言えず、後生の海岸に重大な影響を与える恐れがある。現在進行中の「浸食対策事業」を精査し、海岸自然環境に負荷を与えない計画となるよう、抜本的に事業の見直しを求める。

(陳情の理由)

- 1) 奄美大島本島においても天然の海岸（構造物が無い）は、大変稀少な存在となっている。

特に嘉徳海岸は、珊瑚礁に囲まれていない黒砂の砂浜海岸であり奄美群島内でも非常に珍しい。

観光客が目にするインターネットの情報サイトでも、「護岸が無い珍しい海岸」、「自然のままが素晴らしい」などと評されていることは、離島の自然海岸が地域の観光産業における重要な財産であることを物語る一例である。この景観を保全して世界遺産のバッファゾーンとしての価値がある。また、海岸砂丘では縄文遺跡が発掘され嘉徳式と名付けられた土器が出土していることから、考古学や民俗学的な立場からも山から海へのつながりを原資のまま保全する意義がある。

- 2) 環境省のホームページでは、「生物多様性の観点から重要度の高い海域である」とし、キュウシュウナミノコ、ワカカガミなど特徴的な貝が存在することが知られているとある。山と里と海とのつながりは、世界自然遺産に登録推進する上での包括的管理にも影響する。

また、嘉徳海岸にそそぐ嘉徳川には絶滅危惧種に指定されている「リュウキュウアユ」が遡上する。リュウキュウアユは、河川改修や海岸整備事業による海岸地形の平坦化を原因として、沖縄県内ではすでに絶滅している。リュウキュウアユの自然個体は、世界中で奄美大島だけに棲息するのであり、奄美大島内でも太平洋側と東シナ海側での個体では、その進化の過程で亜種となっていることがわかっている。

- 3) 嘉徳海岸は、ポケットビーチの地形的条件において湾内の砂の量は一定であることから、湾内の別の場所に砂が堆積していると推測できる。2017年2月現在では、一昨年の台風で流出したとされる砂が戻りつつある。

自然海岸に構造物を構築する副作用は全国の事例で見ることが出来る。嘉徳地勢を考慮して、多角的な角度から専門家などに意見を求め、慎重に事業計画を再考すべきである。

(件 名) 鹿兒島臨港道路（鴨池中央港区線）のルート変更等の要請について

(陳情の趣旨)

鹿兒島臨港道路計画（鴨池中央港区線）において、H29年度に着手し6年で工事完了されるとの報道がありました。県港湾空港課のほうに詳細を問い合わせたところ、当マンションに近接したルート、具体的にはマンションと道路の距離は100m位であること、高さなどは検討中で教えられないとの回答でした。

H19年のマンション購入時は、臨港道路はマリンポートを通り緑地公園外側に接続する計画と聞いており、離れたルートなので安心して購入しましたが、H27年に事業計画を変更し、現在のルート案になったと聞きました。しかも、近隣住民の意見を反映することは無いとのこと。

マンション購入時、ほとんどの住民は錦江湾、桜島、水平線を望む景観及び閑静な生活環境を気に入り、心の安らぎを得るために購入しており、それらも価値に反映されています。

臨港道路が建設されると、景観権の侵害・振動・騒音・大気汚染など様々な悪影響が想定されます。県は、臨港道路の利便性・渋滞解消などの良い点のみをクローズアップし、大幅なルート変更であるのに地元住民の意向は全く無視し、私達住民の生活に影響があるにもかかわらず、敢えてマンションに近づけるようなルート決定をしています。

今までの生活がどう変化していくのか毎日不安でいっぱいです。

以上の趣旨に基づき、168名の署名を添付し下記事項を陳情します。

事項

1. 鹿兒島臨港道路建設しないこと。
2. 建設を進めるなら平成19年当時のルートに戻すこと。
3. 知事は、地元と協力して事業を行うと発言し、さらにマニフェストでも「安心して生活ができる鹿兒島」と言っているので、知事も同席の上で、詳細なルート決定前に住民説明会を実施し、設計に住民の意見を反映させ、安心して生活できる環境を整備すること。
4. 全世帯の生活環境（景観権・振動・騒音・大気汚染・日照権等）が工事前と工事後どのような影響を及ぼすのか説明を行い同意を得ること。少しでも影響がある場合は、損害賠償など含めての対応策を示すこと。
5. 臨港道路建設後のマンション価値を事業前と事業後で評価を示すこと。
6. 事業前に全世帯の戸別調査を実施し、工事が影響して損害が発生した場合は、永年において補償を行うこと。

(件名) 大金久防災会館に係る陳情書

(陳情の要旨)

「砂防法抵触(重大な瑕疵)のまま施行された国庫金事業に係り、当該瑕疵に係る顛末及び責任を時系列に調査分析し、公表して下さい」。

公表に際しては、【分析要素1:係わった人物の所属】、すなわち、役場(総務課、産業振興課、建設課)、農業委員会、議会、集落、鹿児島県(大島支庁、本庁)、国土交通省(九州地方整備局、本省)、財務省(九州財務局、本省)、その他、と、【分析要素2:タイムスタンプ(年月日)】を、主分析要素として、理路整然化に留意されるよう願います。

(陳情の背景)

- ①. 今般、鹿児島県からの公文書開示請求結果等に鑑みて、国土交通省の社会資本整備総合交付金事業であった「平成25年度施行大金久防災会館整備事業」は、「当該事業施行地が砂防指定地に係っている事実」に対して、砂防法をはじめとする法令に定められている手続き、すなわち、「鹿児島県知事との協議」をせぬまま施行されたものであったという事実が判明しています。砂防法、および関連する県条例に違反(砂防指定地内の制限行為に対して無協議)しているのです。ちなみに、砂防指定地とは、砂防法管理下(国土交通大臣告示、鹿児島県知事管理)で国土の保全に係る根幹の法規です。
- ②. 然るに、事業申請の当初から、当該法規はないがしろにしたうえで、皮肉にも、「指定緊急避難所としての大金久防災会館設置」を主旨とした事業として施行された訳です。
- ③. また、関連して行なわれた農地転用(5条申請)、県道に係る工事等々、あらゆる手続において、「砂防法に抵触する事実から必要になる諸手続きに対して、関連した複数の部署(少なくとも、大和村、鹿児島県)の官吏が、当該行政実務に対して不作為を行っています。あたかも、砂防法に抵触する事実を“タブー視”する協定でもあったかの如く、スルーしてあるのです。
- ④. 本陳情と同様の陳情を大和村議会にも提出してありますが、『村議会の議決を経た補助金公共事業にもかかわらず、「当該事業は、補助金事業申請時点から砂防法に抵触したままである」という事実』を受けての自浄行動が起きる気配すらないことが懸念されます。当該補助金公共事業の施行の可決責任から当然に派生すべき「瑕疵に対する原因の究明・今後の対応」=「自浄行動」が見受けられないのです。むしろ、秘密裏に処理=黙殺しようという懸念すらあります。
- ⑤. 一方、砂防指定地に係る法令の運用管理は「国土交通大臣告示、鹿児島県知事管理」の態様であります。したがって、本来ならば、大和村村長は鹿児島県知事に対して、砂防法に係る協議等々の必須手続を行わなければならない処でした。つまり、大和村の事業であったが、砂防指定地内の制限行為、農地転用申請に係る許認可権をもつ鹿児島県知事として、当然に、この事態の関係者であるのです。
- ⑥. 然るに、大金久集落、大和村(総務課、建設課、産業振興課、農業委員会)、あまみ農業協同組合大島事業本部、鹿児島県(大島支庁、本庁)等々、全ての「砂防指定地であることを検知すべき関門」を、ことごとく通り抜け、結果として、「砂防指定地に、指定避難所たる防災会館」が示現されている異常な事態となっています。

⑦. 台風常襲地であると同時に高齢化の進む当地において、「防災会館」が喧伝されたらどうなるでしょうか？ここぞとばかり避難してきます。つまり、集団避難状態になるのです。当たり前です。もともとの期待効果ですから。しかし、その集団で避難している場所が、砂防指定地の真ただ中であつたとしたら、事は重大です。「集団で、水害に遭遇する確率が高まる」事態となるのです。実に由々しき事態です。人命にかかわる問題です。

⑧. 是非、当陳情の趣旨をご理解、善処方願います。

以上

(件名) オスプレイ緊急着陸事故について日本政府、米軍への県民を代表して抗議と、二度とこういうことが無いよう、オスプレイの配備、運行などに反対する意見書の採択について

(陳情の要旨)

6月10日午後8時50分ごろ、オスプレイ一機が奄美空港に緊急着陸した事故は、奄美の方達に大きな衝撃と不安をあたえました。私たちの会員も「奄美でもオスプレイの事故があるかも。本当に恐ろしい」と訴えています。また、奄美在住にかかわらず、いつでも事故が起きる可能性があるとして、私達鹿児島県民も大きな不安を感じました。

この緊急着陸事故は、2016年12月13日の夜、オスプレイが沖縄県名護市の浅瀬に墜落、大破し、住民を不安に陥れた事故を思い出させるものでした。その日も夜間の事故で、集落からは400～500メートルしか離れていない場所での墜落。もしこれが少しでもずれて集落に落ちたらと考えるだけで、恐怖を感じ、大きな不安をいただいたことを思い出します。

今回の緊急着陸も、もしこれが空港でなく市街地であったらと思うと大変恐ろしい事です。今回の事故により沖縄だけでなく鹿児島県民も危険と隣り合わせの生活を強いられていることがはっきりしました。

オスプレイは相次いで墜落事故を起こし、「未亡人製造機」といわれ、欠陥機だともいわれています。

再度オスプレイの配備に対し、日本政府、米軍に反対の意見書を出していただきたいと思えます。そしてこのような事故が二度と無いように、国、米軍に対して県民を代表して抗議していただきますようお願いいたします。

以上陳情します。

(件名) 鹿児島県総合体育館等の建設について

(陳情の要旨)

鹿児島県総合体育センター体育館(県体育館)は築56年、武道館は44年経過し、施設や設備の老朽化が進んでおり競技場も狭あいであることから、競技会をはじめ利用者の需要に十分応えることができない状況である。

このことは県当局も十分理解し、平成32年に開催される鹿児島国体・全国障害者スポーツ大会に向けて新たな県総合体育館等の整備を図るため、平成23年3月に「総合体育館等整備基本構想」が策定された。建設地については、当初、県庁裏周辺に総合体育館等を造る計画を示していたが、整備予定地の確保ができず、県は平成25年5月ドルフィンポート敷地に体育館機能を持ち国際会議や大規模なコンサートも開ける多目的施設(スーパーアリーナ)構想を打ち出した。しかし、市民団体等の反対意見もあり再検討ということになった。

平成27年9月、前知事がスーパーアリーナ構想についてゼロベースで検討及び検討会設置を表明し、今年3月第1回ドルフィンポート敷地等における施設のあり方検討会が開催されたが、新三反園知事になり検討会も中止となり、現在、県総合体育館等建設の構想は宙に浮いた状況である。

県屋内スポーツ競技団体は、平成32年の鹿児島で開催される国民体育大会や全国障害者スポーツ大会に向け、県総合体育館建設の必要性をこれまで県当局、県議会、さらには県民の方々に訴えてきました。しかし、県総合体育館建設の問題は、その必要性は認めながらも二転三転しながら方向性も見えぬまま今日に至っている。

現在、屋内スポーツの全国大会・国際大会を開催できる規模の体育館は鹿児島アリーナだけと言っても過言ではない。4年後の鹿児島国体会場地選定にあたって各競技団体は、県総合体育センター(県体育館)を国体主会場として使用する予定はない。

国民体育大会開催に向けての施設整備の考え方は、簡素・効率化、既存施設の有効活用を図るという理念は理解できるが、鹿児島県屋内スポーツ施設の現状を考えた場合、鹿児島アリーナはあるものの他県と比較した場合、全国大会や国際大会を開催できる屋内スポーツ施設は遥に劣っている。

現在、本県は国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を控え、県当局をはじめ各市町村、競技団体等大会の成功に向け懸命に取り組んでいる。本県にとってスポーツの一大イベントを一過性のものに終わらせないためにも、大きなスポーツイベントを契機として県総合体育館等の整備を行うことは、本県スポーツ界の将来を見据えた場合またとない機会であり必要不可欠なものと考えらる。

県総合体育館等が建設されれば、小・中・高校等の大会をはじめ各競技団体の競技会場の確保が容易になり競技運営もスムーズに行える。

私ども県屋内スポーツ競技団体は、未来を担う青少年や県民の方々に、日本や世界のトップアスリートの演技や競技を身近で観戦していただき、感動や夢を届けられる競技スポーツ、また、県民の方々の生涯スポーツ・健康づくりの拠点となる県総合体育館等を4年後の鹿児島国体に間に合うように建設されることを県屋内スポーツ団体の総意として陳情いたします。